

学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 株式会社ベストライフ

所在地 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビルディング 29 階

(目的)

第2条 介護の現場で働くための基本的な知識と技術を身につけた人材を養成し、介護人材の確保に貢献することを目的とする。

(研修課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するため、次の研修事業(以下、研修という)を実施する。

介護職員初任者研修(通学形式)

(研修事業の名称)

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

ベストライフ 介護職員養成講座・初任者研修一般通学コース

募集に際しては、ベストライフ 介護職員初任者研修(通学)を使用するものとする。

(受講対象者)

第5条 受講対象者は介護を学ぶ意欲のある者及び介護に従事することを希望する者とする。

(研修参加費用)

第6条

1 研修受講費用は次のとおり

61,510 円(税込) ※テキスト代 6,995 円を含む

2 研修費以外、自己負担となるのも及び任意の購入品は次のとおり。

交通費、書籍等(任意購入)

3 補講料については次のとおり。

補講の実施は事業者が実施する同カリキュラムの同授業を振替受講する場合のみとし、追加徴収は行わない。

(使用教材)

第7条 研修に使用する教材は次のとおり。

長寿社会開発センター『介護職員 初任者研修テキスト』

(研修カリキュラム)

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「カリキュラム表」のとおり。

(研修会場)

第 9 条 前項の研修を行うために使用する講義及び演習会場は次のとおり。

名称 ベストライフ江田研修所

所在地 神奈川県横浜市青葉区荏田西 2-15-1

(担当講師)

第 10 条 研修を担当する講師は、別添「担当講師情報」のとおりとする。

(募集手続き)

第 11 条

- 1 受講手続きは次のとおりとする。
 - (1)当社フリーダイヤルより直接または Web の申込フォームより受講を申し込む。
 - (2)当社は申込み内容を確認後、受講案内(学則及び教材と受講料支払いのための書類含む)と申込書を受講者宛に送付する。
 - (3)受講希望者からの申込書の返送により、受講申し込み手続き完了とする。但し、定員に達した場合は受付終了とする。
 - (4)受講者は指定期日までに教材及び受講料を納入する。
- 2 受講申し込み手続き完了後の解約については、開講日の 5 日前までの解約申出を受け付け、入金された全額を返還する。受講者が 10 名以上で本研修を開講するものとし、受講者が 10 名に満たなかった場合、入金された受講料は全額返還する。受講開始日以降、受講期間内の解約については、受講料の返還はしないものとする。

(研修修了の認定)

第 12 条

- 1 第 8 条に定めるカリキュラムにおいて、全日程に出席し、下記(1)及び(2)において一定の基準を超えている者を修了者と認める。
- 2 研修修了の認定に係る評価は、次の方法により行う。
 - (1) 講義については、科目ごとに筆記試験を行い評価する。
合格＝70 点以上 不合格＝70 点未満
 - (2) 演習については、講師による学習理解度の評価を行う。
チェックリストにより「できている」「概ねできている」「できていない」の 3 区分による評価を行う。
合格＝「できている」「概ねできている」 不合格＝「できていない」
- 3 修了評価試験で合格ラインへ満たなかった場合、次期開講講座において評価基準を満たさなかった項目について、補講及び再評価を受けるものとする。補講及び再試験については費用の追加徴収は行わない。

(研修の遅刻、早退、欠席者の取り扱い)

第 15 条 研修開始前に出欠の確認をする。尚、理由の如何にかかわらず、5 分以上の遅刻・早退は欠席とする。

(補講について)

第 16 条 事業者によりやむを得ない事情であると認められた欠席者については、事業者が実施する同カリキュラムの同授業を振替受講することにより当該科目に出席したものとする。

費用等は第 6 条に記載

(受講の取り消し)

第 17 条 次の各号に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- 1 (1)学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2)学習態度が著しく悪く、授業の進行を妨げるもの
- (3)研修の秩序を乱し、他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4)その他、事業者が不相当とみなした者
- 2 受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

(修了証書等の交付)

第 17 条 第 12 条により終了を認定された者は、神奈川県介護職員初任者研修事業指定要綱に定める修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。また、修了証明書の紛失等があった場合には、修了者本人の申し出により手数料は無料とし、送料の実費にて再交付する。

(修了者管理の方法)

第 18 条 修了者は修了者台帳に記載し、神奈川県指定する様式に基づき知事に報告する。

(公表する情報の項目)

第 19 条 研修機関が公表すべき情報については別紙「研修機関が公表すべき情報の内訳」をホームページ上で公表する (<http://bestlife-job.jp/school-kaigostuff/>) 別紙参照

(研修事業担当部署)

第 20 条 研修事業は当社の介護職員養成講座にて行う。

(その他留意事項)

第 21 条 研修事業の実施にあたり、研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて苦情が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：介護職員養成講座 電話：03 - 5908 - 2020

(個人情報管理)

第 22 条 当該研修における個人情報について、以下のとおり管理を行う。

- 1 事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生等の個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的使用しない
- 2 受講生が現場見学等で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

(施行細則)

この学則に必要な細則ならびにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。

(附則)

- ・ 本学則は平成 25 年 6 月 9 日から施行する。
- ・ 第 6 条 1 項を平成 26 年 4 月 4 日付を変更日として施行する。
- ・ 第 1 条を平成 29 年 12 月 16 日付を変更日として施行する。